

R08-327

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
--------	------------------

佐本備二発第175号  
佐本地発第78号  
佐本規制発第90号  
令和8年4月23日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

有 効	令和14年3月31日まで
災害対策第一係	

佐賀県警察本部長

### 国際的に脅威となる感染症に関する諸対策の推進について（通達）

エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等、国境を越えて感染が拡大し、国民の生命、健康はもとより広く国民生活、経済活動等に対して重大な影響を与えるおそれのある感染症（以下「国際的に脅威となる感染症」という。）に関する対策については、「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略（令和5年4月）」に基づき、関係機関が緊密な連携の下に、効果的かつ総合的な対策を推進しているところである。

各位にあっては、万一、国際的に脅威となる感染症に国外で感染した邦人（感染の疑いがある者を含む。以下「感染邦人」という。）が国内に搬送される場合や、国際的に脅威となる感染症の感染者（感染の疑いがある者を含む。以下同じ。）が国内で確認された場合において、関係機関が一体となって行う感染防止対策に積極的に参画し、各種混乱に伴う不測の事態に的確に対処できるよう、引き続き、下記に掲げる諸対策を推進することとされたい。

なお、「国際的に脅威となる感染症に関する諸対策の推進について（通達）」（令和3年4月8日付け佐本備二発第108号ほか）は廃止する。

#### 記

#### 1 感染防止資機材の準備等

関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染防止資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行うこと。

#### 2 感染邦人が国内に搬送される場合における措置

(1) 空港等における警戒活動及び交通規制

感染邦人が国内に搬送された場合、空港等で混乱が生じることも予想されることから、当該感染症の種別や情勢に応じた対処体制を確立するとともに、必要に応じて感染防止資機材を着装した者を待機させるなど感染防止対策を徹底した上で、警戒活動を実施すること。

また、空港等の周辺において必要がある場合は、交通規制を実施すること。

#### (2) 感染邦人搬送の支援

検疫所から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成17年法律第114号）第6条第12項に定める感染症指定医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）への感染邦人の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、警ら用無線自動車等に、不測の事態に対応できる感染防止資機材を着装した検疫所等の担当職員を同乗させるなど感染防止対策を徹底した上で、必要に応じ緊急走行により、当該搬送業務を行う車両を先導すること。

#### (3) 医療機関における警戒活動

感染邦人が医療機関に搬送された後、医療機関の周辺において混乱が生じるおそれがある場合は、警戒活動を実施すること。

### 3 感染者が国内で確認された場合における措置

#### (1) 検疫所、医療機関等における警戒活動及び交通規制

検疫所、医療機関等において感染者が確認され、混乱が生じることが予想される場合は、当該感染症の種別や情勢に応じた対処体制を確立するとともに、必要に応じて感染防止資機材を着装した者を待機させるなど感染防止対策を徹底した上で、警戒活動を実施すること。

また、検疫所、医療機関等の周辺において必要がある場合は、交通規制を実施すること。

#### (2) 検体搬送の支援

検疫所、知事部局又は保健所から、検体の国立健康危機管理研究機構への搬送に伴う支援要請を受けた場合は、警ら用無線自動車等に、検疫所等の担当職員及び検体を乗車させ、必要に応じ緊急走行を行うなど、下記の要領に基づき搬送すること。

##### ア 警ら用無線自動車等による搬送

搬送先が佐賀県外である場合は、原則として県境で他県警察に引き継ぐこととし、要請を受理した通信指令課又は地域課は、関係する他県警察の通信指令課等に連絡手配し、確実に引き継がれるよう調整すること。

引継ぎのため県境で担当職員等が乗換えとなる場合は、乗換えに適した安全な場所を確保して実施すること。

##### イ 新幹線を利用した検体の搬送

新幹線を利用して検体を搬送する際は、検体を携行した検疫所等の担当職員に本県警察官2名以上を同伴させ、原則として、本県警察が東京駅まで担当する。

ただし、他県警察が管轄する駅において引き継ぐ場合は、その都度、関係警察と協議を行うものとする。

(3) 感染者搬送の支援

検疫所、知事部局又は保健所から、感染症指定医療機関への感染者の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、警ら用無線自動車等に、不測の事態に対応できる感染防止資機材を着装した検疫所等の担当職員を同乗させるなど感染防止対策を徹底した上で、必要に応じ緊急走行により、当該搬送業務を行う車両を先導すること。

(4) 医療機関等における警戒活動

感染者が医療機関、停留場所等に搬送された後、その周辺において混乱が生じるおそれがある場合は、警戒活動を実施すること。

#### 4 その他

(1) 上記に掲げる措置は、対策上特に重要とされるものを列挙したものであるところ、これら以外の措置については、佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年2月25日改正）に準じた措置を執ること。

(2) 一類感染症に係る感染邦人、検体及び感染者の搬送支援については「一類感染症に係る検体及び患者等の搬送への協力について（通達）」（令和7年3月10日付け佐本地発第39号ほか）に基づき措置を執ること。

一類感染症以外の感染症に係る感染邦人、検体及び感染者の搬送支援については、知事部局からの要請等を踏まえた上で、同通達に準じて必要な措置を執ること。

(3) 感染者に係る情報は、社会的反響の大きな事案（重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症の国内での発生又は検疫での発見）であることから、直ちに警備第二課に報告すること。

(4) 県内には、第一種感染症指定医療機関として、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館がある。